

報告第10号

専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出

山都町長 坂本 靖也

専決第7号

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次に掲げる日時及び場所で発生した、相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と山都町との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、専決処分する。

令和7年11月13日

山都町長 坂 本 靖 也

- |          |   |
|----------|---|
| 1 事故発生日時 | 令和7年7月27日13時頃   |
| 2 事故発生場所 | 大川地内（町道大川大矢線）   |
| 3 和解の相手方 | 法人  |
| 4 事故の概要  | 上記日時場所において、トラックで走行中、横断側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両下部の燃料タンクに当たり、オイルタンクが破損。破損に気づかず、JAかみましき清和野菜選果場まで走行。走行中、約200リットルのオイル漏れ。<br>到着後、破損に気づき、レッカー車にて車両を搬送。 |
| 5 損害賠償の額 | 466,928円  |
| 6 和解事項   | 本事故に関し、今後いかなる事情が発生しても、双方異議の申立をしない   |
| 7 和解日    | 令和7年11月13日  |



